

「防衛装備移転三原則」与党WT中間報告

日本企業が製造した武器が 海外の紛争地で人命を奪う可能性がある!!

防衛装備移転三原則の運用指針の見直しを進める与党ワーキングチーム(WT)は7月5日、中間報告を取りまとめ、これまでの政府見解を大きく変更し、**殺傷兵器の輸出を可能としました**。これは戦後78年の間、日本国憲法の平和主義をかなぐり捨て、戦争へと繋がるものです!



これまで政府は、防衛装備品の輸出について「救難、輸送、警戒、監視、掃海」の5類型に限って認めるとの見解を示してきましたが、中間報告では「**掃海や警戒などの活動や、正当防衛に必要な場合、殺傷能力のある武器を輸出することは可能**」としました。これは憲法で平和主義を掲げる国として、国際紛争を助長する武器輸出国にはならないとの原則を転換させ、なし崩し的に殺傷能力のある武器輸出への扉を開き、「死の商人」への道を歩むものでしかありません!

さらに、このような重大な方針転換が、マイナンバーカードの混乱の裏側で、与党の一部の非公開の議論で方向づけられることは、民主主義の根幹にもかかわる問題であり看過できません!

憲法の平和主義に反する

殺傷兵器の輸出は断じて認められない!

今こそ9条連をはじめとする平和を希求する

すべての仲間とともに、声をあげ、行動しよう!